

— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町 —

令和6年11月7日:第13版

【お知らせ版】

発行:さつま町役場 総務課 秘書広報係

電話:(0996)24-8919

町民環境課 環境係から

案内 狂犬病予防集合注射(最終脱ろう)を実施します

町では、次の日程で狂犬病予防注射を実施します。今年度まだ注射を受けていない犬は、この機会に必ず受けてください。なお、今年度の集合注射は今回が最後になります。

【料 金】

O注射料金 3,400 円

○登録料金 3,000円(新規の場合のみ)

【実施について】

- ①注射及び登録は、どの会場でもできます。
- ②開始時刻が若干遅れる場合がありますので、予めご了承ください。
- ③犬を譲り受けた場合や犬が死亡した場合も必ず 届け出てください。

【注意事項】

- ・犬が暴れることがあるので、しっかりと捕まえることができる方が連れてきてください。
- ・注射の前後はできるだけ安静にし、激しい運動は避けてください。
- ・注射後、約2週間位は他の予防注射は受けないでください。
- ・妊娠中や授乳中の犬は予防接種を避けて、後日 動物病院で受けてください。
- ・狂犬病予防法第二十七条により犬の登録及び予防注射を受けさせなかった場合、また登録鑑札及び注射済票を装着していない場合、20万円以下の罰金に処されることがあります。



【日 程】

13:20~13:30 紫尾分団消防車庫前

13:45~13:55 平川区公民館

14:10~14:20 泊野地区林業集会所

14:30~14:40 白男川紫陽館 14:50~15:05 西公園(虎居)

13:20~13:30 久富木区公民館

13:40~13:50 山崎交流館

14:00~14:10 二渡清流館

14:20~14:35 船木区農業構造改善センター

14:45~15:00 宮之城保健センター

15:10~15:20 太陽児童公園(宮之城屋地)

13:20~13:30 時吉地区集落農場管理センター

13:45~13:55 鶴田地区コミュニティセンター

14:05~14:15 鶴田保健センター

14:25~14:35 湯田いきいき研修館

14:45~14:55 柏原地区集会施設(ほたる館)

13:20~13:30 永野鉄道記念館

13:45~13:55 中津川交流館

14:10~14:20 求名交流館

14:35~14:50 佐志交流館

<お問い合わせ先> さつま町役場

町民環境課 環境係

電話:(0996)24-8928 窓口:本庁1階1番

注 意 鳥インフルエンザウイルス侵入防止にご協力ください

町内での鳥インフルエンザウイルスへの感染を防ぐために、次のことにご注意ください。

<u>飼っている鳥が死んだ場合は農林課畜産係、同じ場所で複数の野鳥が死んでいた場合は農林課林政係</u>までご連絡ください。

■野鳥に関すること

- ○野鳥は餌がとれずに衰弱したり、環境の変化に耐えられなかったりして死ぬことがあります。野鳥が死んでいてもすぐに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。
- ○死亡野鳥の種類、数、対応(警戒) レベルによって鳥インフルエンザ に係る検査をするか決まります。 検査対象となる野鳥は町ホーム ページに掲載しています。



- ○死亡した野鳥には細菌や寄生虫などの病原体が あることがあります。死亡した野鳥には素手で触 れないでください。
- ○野鳥のフンが靴の裏や車両に付くことにより、ウイルスがほかの地域へ運ばれるおそれがあります。 野鳥に近づきすぎないようにしてください。また、フンを踏まないように心がけ必要に応じて消毒してください。
- ○鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と濃密な接触などの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。鳥の排泄物などに触れた場合は、手洗い、うがいをすれば過度に心配する必要はありません。

■防疫に関すること

- ○飼っている鳥が野生動物や野鳥に接触しないよ う、鶏舎やネットを点検するなど厳重に警戒して ください。
- ○鳥を飼っている家庭へ出入りする場合は鳥に近づかないようにしてください。
- ○養鶏農場には絶対に立ち入らないようにしてください。

【消毒液の配布】

100 羽未満の小規模飼養者に消毒液を配布しています。役場本庁農林課畜産係または鶴田支所農林係、薩摩支所農林係へお越しください。

<お問い合わせ先>

■防疫に関すること

さつま町役場 農林課 畜産係

電話:(0996)24-8943 窓口:本庁別館1階

■野鳥に関すること

さつま町役場 農林課 林政係

電話:(0996)24-8949 窓口:本庁別館1階

選挙管理委員会 選挙係から

案 内 裁判員や検察審査員の候補者に選ばれた方へ

裁判員や検察審査員の候補者は、選挙権を有する18歳以上の県民の中からコンピューターにより無作為で選定されます。

令和6年度の候補者に選定された方へは、11月中旬頃に「名簿への記載のお知らせ」が届きます。裁判員・検察審査員制度は、国民の皆様のご協力なしには成り立たない制度ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



【お問い合せ先】

○裁判員

鹿児島地方裁判所 電話:099-222-7157 〇検察審査員

鹿児島検察審査会事務局 電話:099-808-3719

鹿児島地方法務局から

相談

境界トラブル休日無料相談所の 開設について

境界トラブルに関する相談や筆界特定に関する 相談を無料で受け付けます。

【開催日時】

11月24日(日)午前10時~午後3時

【会場】

川内会場 鹿児島地方法務局川内支局 薩摩川内市若葉町 4番 24号

【相談担当】

土地家屋調査士、弁護士、法務局職員

【相談時間】30分

相談は無料で、秘密は固く守られます。

相談を希望される方は、11月22日(金)までに予約ください。

相談に関する資料があれば、当日お持ちください。

<予約:お問い合わせ先>

鹿児島県土地家屋調査士会事務局

電話:(099)203-0160

町民環境課 町民係から

相談

特設人権相談所を開設

町内の人権擁護委員による、特設人権相談所が 開設されます。

児童虐待やいじめ、誹謗中傷、プライバシーの侵害など、さまざまな人権問題でお困りの方はご相談ください。

相談は無料で、秘密は堅く守られます。

【日時】

12月4日(水)午前10時~午後3時

【場 所】

太陽福祉センター

【相談員】

人権擁護委員



<お問い合わせ先>

さつま町役場 町民環境課 町民係

電話:(0996)24-8927 窓口:本庁1階1番

農業委員会 農地係から

案内

農地の転用には事前に許可が 必要です

農地を農地以外の目的で利用することを「農地 転用」といいます。農地転用を行う場合、事前に許 可が必要です。違反者には罰則があります。

転用の内容によっては、許可できないものや許可が必要ないものもありますので、農業委員会へご相談ください。

【転用の例】

- ・住宅、倉庫、畜舎などを建てる。
- ・資材置き場、太陽光パネルなどを設置する。
- 植林する。

<お問い合わせ先> さつま町農業委員会 農地係 電話:(0006)26-1836

電話:(0996)26-1836 窓口:本庁別館1階

社会教育課 文化係から

案内

宮之城文化センターの 休館について

宮之城文化センターは、施設設備の老朽化などのため、令和7年1月から当分の間休館します。

大変ご迷惑おかけしますが、何卒ご理解のほどよ ろしくお願いいたします。



<お問い合わせ先>

さつま町教育委員会 社会教育課 文化係

電話: (0996)53-1732 窓口: 宮之城文化センター

さつまPR課 商工観光係から

案 内 滝推しダム推し クイズキャンペーンを開催します

さつま町の「鶴田ダム」と伊佐市の「曽木の滝」に関するクイズキャンペーンを次のとおり開催します。

【開催期間】

11月1日(金)~令和7年1月31日(金)

【内容】

下記施設にあるポスターの二次元コードを読み込むと、曽木の滝や鶴田ダムに関する超難解クイズに挑戦できます。クイズに挑戦し応募すると、抽選の中から、伊佐市かさつま町いずれかの特産品が当たります。

実際に現地に出かけて散策し、答えを探してみましょう!

【二次元コードがある場所】

- 鶴田ダム
- ・川内川大鶴ゆうゆう館
- 曽木の滝

【お問い合せ先】

さつま町役場 さつまPR課 商工観光係

電話:(0996)24-8950 窓口:本庁2階7番

鹿児島地方法務局から

案 内 11月15日は、いい遺言の日 ~預けて安心 自筆証書遺言書保管制度~

ご自身で書いた遺言書を法務局で保管する制度です。大切な遺言書の紛失や改ざんを防止できますので、ご自身の財産を大切な方に確実に託す方法の一つとして、ぜひ本制度の利用をご検討ください。 ご利用には事前予約及び手数料(3,900円)が必要です。詳しくは、法務省ホームページでご確認いただくか、又はお近くの法務局にお問い合わせください。

案内 令和6年4月1日から『相続登記』の申請が義務化されました!

不動産の相続登記の申請については、これまで任意でしたが、相続登記がされていないことにより所有者が分からず公共事業や復旧・復興事業の妨げとなったり、管理されずに放置された隣接地に悪影響を及ぼすなど、様々な問題が生じています。

こうした問題の発生を予防するため、相続人はその所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

詳しくは法務省のホームページでご確認ください。



法務省ホームページ

【お問い合せ先】 鹿児島地方法務局川内支局

電話:(0996)22-2300

法務省ホームページ